

令和7年度農村地域防災減災事業（ため池）ひな形計画書作成業務委託 企画提案実施要領

1 趣旨

この要領は、「令和7年度農村地域防災減災事業（ため池）ひな形計画書作成業務委託」（以下「本業務」という。）において、企画提案により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度農村地域防災減災事業（ため池）ひな形計画書作成業務委託

(2) 業務目的

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）が制定された。決壊により下流域へ被害を及ぼす可能性のある農業用ため池の防災工事等を計画的に推進することを規定し、県内でも多数のため池が該当している。

本業務は、新規採択要望が増加する中、工法選定及び計画書審査の平準化を目的に農村地域防災減災事業（ため池）におけるひな形計画書を作成するものである。

(3) 業務内容

「仕様書」のとおり

(4) 履行期限

令和8年1月16日限り

(5) 予算額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生分第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 「令和7年度建設工事入札参加資格者格付及び登録結果一覧表」または「令和7年度測量・設計コンサルタント業務等入札参加資格者登録結果一覧表」に登載された者であること。

4 スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年6月9日（月曜日） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年6月12日（木曜日）午後5時まで |

- | | |
|------------------|---------------------|
| (3) 質問回答 | 令和7年6月19日（木曜日） |
| (4) 企画提案参加申請書等提出 | 令和7年7月1日（火曜日）午後5時まで |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月8日（火曜日）午後5時まで |
| (6) 審査 | 令和7年7月11日（金曜日）（予定） |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年7月下旬（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和7年8月中旬～下旬（予定） |

5 企画提案の手続き

(1) 質問の受付及び回答

① 質問方法

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。（電話で着信確認を行うこと。）

② 質問受付期限

令和7年6月12日（木曜日）午後5時まで（必着）

③ 回答

令和7年6月19日（木曜日）までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

(2) 企画参加申請書等の提出

① 提出書類

- ・ 企画提案参加申請書（様式第2号）
- ・ 参加資格確認書（様式第3号）
- ・ 事業者概要書（様式第4号）

② 提出方法

電子メールで提出すること。（電話で着信確認を行うこと。）

③ 提出期限

令和7年7月1日（火曜日）午後5時まで（必着）

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- ・ 企画提案書（様式第5号）
- ・ 業務の実施方針等調書（様式第6号）
- ・ 企画提案内容調書（様式第7号）
- ・ 実施体制調書（様式第8号）・・・当業務における配置予定者は5名までとする。
- ・ 配置予定者の経歴調書（様式第9号）
- ・ 実績調書（様式第10号）
- ・ 参考見積書及び参考見積書内訳書（任意様式）

② 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

③ 提出期限

令和7年7月8日（火曜日）午後5時まで（必着）

④ 提出部数

10部

⑤ その他

- ・ 用紙のサイズはA4版とすること。（白黒印刷，カラー印刷は問わない。）

- ・ 参考見積書は、本業務の仕様及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）なお、正式な見積書については、企画提案の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した参加者に改めて依頼する。

6 審査

- (1) 日時等 : 令和7年7月11日（金曜日）（予定）
- (2) 審査
 - ① 審査は、別表「企画提案書審査基準」に従って提出された企画提案書の審査、ヒアリングを行い、最優秀提案者を決定する。
 - ② 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。
なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

7 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者と、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について協議を行う。
- (2) (1)の協議後、最優秀提案者が、業務遂行上、必要な実施体制等を有しているか等、鹿児島県業務委託見積参加者推薦委員会において審査した上で、委託契約を締結する。
- (3) (1)、(2)が不成立の場合には、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

8 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。

9 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県農政部農地整備課（農村計画係 担当 島村，永吉）
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話 : 099-286-3110
F A X : 099-286-5601
e-mail : nouti-noukei@pref.kagoshima.lg.jp

仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度農村地域防災減災事業（ため池）ひな形計画書作成業務委託

2 目的

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）が制定された。決壊により下流域へ被害を及ぼす可能性のある農業用ため池の防災工事等を計画的に推進することを規定し、県内でも多数のため池が該当している。

本業務は、新規採択要望が増加する中、工法選定及び計画書審査の平準化を目的に農村地域防災減災事業（ため池）におけるひな形計画書を作成するものである。

3 業務期間

令和8年1月16日限り

4 業務内容

(1) 計画設計

ため池改修基本設計

- ①設計基本計画
- ②堤体の設計
- ③洪水吐の設計
- ④概算工事費の算定

(2) 効果算定

- ①総費用
- ②総便益
- ③各効果項目（維持管理節減効果，災害防止効果）

上記を算定する。

5 完了報告書の提出

業務完了後、実施内容等を完了報告書として取りまとめ、県農地整備課へ提出すること。

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
- (2) 完了報告書を電子納品する際は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- (3) 提出すべき報告書及び提出部数は、下記に示すものとする。

区分	規格	部数	備考
業務報告書	A 4	3部	・業務内容を整理したもの ・データ類

- (4) 報告書の提出先については、次のとおりとする。

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県農政部農地整備課

6 権利

この業務で作成された電子データ等の編集著作権は鹿児島県に帰属する。

7 留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、随時打合せを行うこと。ただし、4業務内容
(1)計画設計については県農地保全課農地防災係、(2)効果算定については県農地整備課農村計画係とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県農地整備課と業務受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む）について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。